

個別売買契約約款

第1条 売買契約の締結

売主と買主との間の売買取引基本契約（以下、「本契約」という）に基づく本製品の個別売買契約（以下、「本個別契約」という）の申込み及び承諾は、本個別契約約款に従ってなされるものとする。本契約及び本個別契約約款以外の契約条件は一切拘束力を有しないものとする。本個別契約が締結された場合、本契約及び本個別契約約款にしたがって、売主は本製品を買主に売り、買主は本製品を購入するものとする。

第2条 本個別売買契約の効力発生時期

第17条2項に規定される通知の効力発生時期の定めにもかかわらず、本個別契約は、いずれかの当事者が承諾の通知が発信された日に効力を生ずるものとする。

第3条 本個別契約の条件

本個別契約の条件として、売主及び買主は、以下に規定する事項について合意し、注文書及び請書にこれらを記載するものとする。

- (1) 本製品の種類、サイズ、量、品質
- (2) 本製品の単価、合計売買金額
- (3) 履行時期、履行場所、費用負担、付保、危険負担を含む本製品の引渡し条件
- (4) 支払時期、支払方法等の支払条件
- (5) その他の特約

第4条 所有权の移転時期

本個別契約に基づき売買された本製品の所有権は、本製品が引き渡されたときに売主から買主に移転するものとする。

第5条 再販売

買主は、売主との間で合意されていない第三者に対して本製品を再販売してはならないものとする。本製品の再販売先として売主が合意した第三者が破産開始決定を受けるなど買主の責に帰すべからざる事由により当該第三者に本製品を再販売することができない場合、売主と買主は、協議をし、売主による当該本製品の販売し又は買主によるその他の第三者への当該本製品の再販売及びこれらの場合の諸条件について合意するものとする。

第6条 費用

売主による書面による事前の承諾がある場合を除き、本個別契約に基づく買主の債務の履行に要する費用の一切都是、買主の負担とする。

第7条 本製品に関する責任

- 1 売主は、本製品が本契約及び本個別契約において売主と買主との間において合意された仕様に合致すること（本製品が当該合意された仕様に合致しないことを、以下、「瑕疵」という）を保証する。
- 2 売主は、本製品が引き渡され次第速やかに本製品を検査し、検査の結果瑕疵がない場合には（第7条4項が対象とする瑕疵を除く）、検査に合格したことを示す検査書を速やかに交付するものとする。本製品が買主に引き渡されてから14日以内に当該検査の通知がない場合には、検査に合格したものとみなす。
- 3 第7条5項の制限の下、以下の各号をいずれもも満たす場合には、売主は、買主に対し、瑕疵がある本製品の修復若しくは交換又は売買代金相当額の返還を、売主の裁量の上選択し、これを履行するものとする。
 - (1) 買主が売主に対して、瑕疵があることを、書面にて、本製品が買主に引き渡されてから14日以内に通知すること。
 - (2) 本製品について調査をする合理的な機会が付与されること。
 - (3) 買主から要請がある場合、売主の費用にて本製品を売主が指定する場所に返還すること。
- 4 本製品に直ちに発見することができない瑕疵がある場合、瑕疵を発見した後速やかに、遅くとも売主に本製品が引き渡された後6か月以内に通知することを要するものとする。この場合において、第7条5項の制限の下、第7条3項各号をいずれもも満たす場合（第7条3項第1号は、「買主が売主に対して、瑕疵（直ちに発見することができない瑕疵に限る）があることを書面にて通知すること」と読み替えて適用するものとする）には、売主は、買主に対し、瑕疵がある本製品の修復若しくは交換又は本製品に係る売買代金相当額の返還を、売主の裁量の上選択し、これを履行するものとする。
- 5 本製品の瑕疵は本製品の履行期限における対価の支払いを免除するものではないものとする。
- 6 以下の各号のいずれかに該当する場合には、売主は、第7条1項に規定される保証の責任を負わないものとする。
 - (1) 買主又は買主の顧客が第7条2項に規定される通知を行った後に本製品を使用した場合

（2）買主又は買主の顧客が本製品に変更を加え又は修復した場合

（3）瑕疵が買主又は買主の顧客の通常の損耗、故意若しくは過失による損傷、正常ではない保管又は労働環境に起因する場合

（4）本製品と第7条1項による保証の内容の相違が法令又は規則に適合するための変更に起因する場合

7 第7条に規定されるほか、売主は、買主に対して、本製品の瑕疵につき責任を負わないものとする。

8 買主は、本契約第7条に規定されるほか、本製品の瑕疵につき法令による一切の保護を受けられないことを合意する。

9 売主は、買主に対して、本契約の期間中、売主のノルウェー王国における関連会社が本契約に基づく売主の買主に対する本製品に関する責任を付保するため、保険金額を1年間につき10,000,000USD以上とする保険契約に加入していることを表明し、保証する。

第8条 責任の制限

1 以下の各号のいずれかに該当する場合には、売主の責任は制限されないものとする。

（1）売主又は売主の従業員、代理人若しくは請負人の過失により生じた死亡又は傷害

（2）詐欺又は悪意による不実表示

（3）法令により売主の責任を制限することが違法とされる場合

2 第8条1項の制限の下、売主は、買主に対して、契約上の責任、不法行為上の責任（過失責任を含む）その他の法令における責任を問わず、業務上の信用の棄損に基づく損害、消極的損害（得べかりし利益についての損害）、間接損害及び第二次的損害について、一切責任を負わないものとする。

3 本個別契約に起因又は関連して生じた買主の損害についての売主の賠償金額は、契約上の責任、不法行為上の責任（過失責任を含む）その他の法令における責任を問わず、買主に損害が発生した時期を基準として1年間の合計が10,000,000USDを超えないものとする。

第9条 契約の解除

以下の各号に規定される事由のいずれかが生じた場合、各当事者は、その他の権利に何らの影響なくして、相手方当事者に対して書面により通知することにより、本個別契約を直ちに解約することができるものとする。

（1）一方の当事者が本個別契約に基づく金員の支払いを懈怠し、書面により履行すべき旨の通知を受けた後90日を経過しても履行をしないとき

（2）本個別契約の条項の一つにでも違反し、相手方から相当な期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらず、催告を受けた後30日を経過しても是正されなかったとき

（3）差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき、または競売を申し立てられたとき

（4）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立をし、又はこれらの申立てを受けた場合

（5）支払停止又は支払不能となったとき

（6）銀行取引停止処分を受けたとき

（7）手形交換所からの取引停止処分を受けたとき

（8）監督官庁から営業の停止を命じられたとき

（9）主要な株主・取締役の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、株式交換、株式移転、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

（10）解散の決議をしたとき

（11）その他本個別契約のいずれかに違反したとき

第10条 解除の効果

1 本個別契約が解除された後も、第11条（秘密保持）は効力を有するものとする。

2 本個別契約の解除は、解除のときまでに発生している債権債務に何ら影響を及ぼさないものとする。

第11条 密密保持

1 第11条において、本秘密情報とは、本個別契約の締結日の前後を問わず、一方の当事者（以下、本条において、「本開示当事者」という）から相手方当事者（以下、本条において、「本受領当事者」という）に対して、書面によるか口頭によるかその他の方法によるかを問わずまた、直接か間接かを問わず、開示された全ての情報を意味し、本開示当事者の製品、事業、ノウハウ、デザイン、営業秘密、市場に関する情報、業務、営業等の情報を含むがこれらに限られない。

2 第11条3項に規定される場合を除き、当事者は、本秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

3 本個別契約当事者は、本個別契約における自己の義務を履行するために本秘密情報を必要とする。その従業員、役員、代表者、弁護士、税理士等の助言者、売主のドイツ連邦共和国及びノルウェー王国における関連会社のこれらの者に相当する者（以下、「本受領者」という）に対して、本秘密情報を開示することができるものとする。この場合において、各当事者は、本受領者に対して、本個別契約第11条に規定する義務を遵守させるものとする。ま

た、本個別契約当事者は、法律、裁判所の命令又は行政機関の要請に基づき、本秘密情報を開示できるものとする。

4 第11条1項の規定にもかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報には第11条2項、3項及び5項は適用されないものとする。

(1) 本個別契約締結時又はその後において、本受領当事者又は本受領者の違反なくして公知であり又は公知となった情報

(2) 本開示当事者から本受領当事者に対して開示される前に本受領当事者が了知していくことを本受領当事者が本開示当事者に対して合理的に証明できる情報

(3) 本個別契約締結後に合法的に本受領当事者が保有することとなった第三者からの情報

5 本個別契約の当事者は、相手方当事者の秘密情報を本個別契約における義務を履行する目的のほかいかなる目的においても使用してはならないものとする。

6 各当事者は、相手方当事者から開示された秘密情報を、その従業員が秘密情報であるとの識別が可能となるように、内部規約及び手続並びにその従業員との秘密保持契約を規定し、また、相手方当事者が開示した秘密情報をであるとの表示をするものとし、その従業員をして第11条に規定される義務を履行されるように取り扱うものとする。

第12条 不可抗力

1 本個別契約において、不可抗力とは以下の各号に規定する事由を含む当事者の合理的な支配を超える事由を意味する。

(1) 天災、洪水、嵐、干ばつ、地震その他の自然災害

(2) 流行病又は伝染病

(3) テロ、内戦、内乱、暴動、戦争、戦争の危機、武力紛争、制裁の発動、通商禁止、外交問題

(4) 核兵器、化学兵器若しくは生物兵器又は衝撃波による被害

(5) 輸出入規制、本個別契約上の義務の遂行に必要となるライセンスの付与がされないことを含む法規制又は行政機関若しくは公的機関による措置

(6) 建物崩壊、工場又は機械の機能停止・故障、火災、爆発、災害

(7) 労働紛争、貿易紛争、労働者、資材、運送における確保の困難若しくは費用の増大、ストライキ、労働者による示威行為又はロックアウト

(8) 公共事業の機能停止

2 第12条4項に規定される義務を履行する限りにおいて、当事者が不可抗力により本個別契約に基づく義務の履行を妨げられ又は遅延することとなった場合、当該債務の履行の不能又は遅延は、債務不履行その他の責任を生じさせないものとする。不可抗力により履行が遅延することとなった債務に係る履行期限は延期されるものとする。

3 不可抗力により履行が妨げられ又は遅延することとなった債務に対応する相手方当事者の債務の履行は一時的に停止されるものとし、当該履行の期限は、不可抗力により履行が遅延することとなった債務につき延長される期間と同一の期間につき延長されるものとする。

4 不可抗力により履行が妨げられ又は遅延することとなった債務を負う当事者は、①不可抗力が発生した後、実務的に合理的な範囲にて速やかに、遅くとも当該不可抗力の発生後5日以内に、相手方当事者に対して、不可抗力、その発生日、不可抗力が継続すると見込まれる期間、本個別契約における債務の履行に対する不可抗力の影響につき、書面にて通知するものとし、②債務の履行に対する不可抗力を軽減するための全ての合理的な努力を払うものとし、また、③不可抗力が終息した後実務的に合理的な範囲にて速やかに、相手方当事者に対して、不可抗力が終息したこと及び債務の履行を再開することを通知するものとする。

5 不可抗力により継続して90日以上債務の履行を妨げられ又は遅延することとなった場合、当該債務を負う当事者の相手方当事者は、書面により30日間の催告をすることにより本個別契約を解除することができるものとする。

第13条 変更

本個別契約の変更は、当事者双方の書面による合意によらなければ効力を生じないものとする。

第14条 譲渡不可

いずれの当事者も、相手方当事者の書面による事前の同意なくして、本個別契約に基づく債権債務を譲渡、移転又は担保の用に供することができないものとする。

第15条 放棄

本個別契約又は法律に基づく権利の不行使又は遅延は、これらの権利の放棄とはみなされず、また、当該権利又はその他の権利のさらなる行使の制約とはならないものとする。また、これらの権利の単独又は一部の行使も、当該権利又はその他の権利のさらなる行使の制約とはならないものとする。

第16条 分離可能性

1 本個別契約のいずれかの条項が無効、違法又は執行不能である場合、当該条項は、有効、合法、執行可能となるように必要最小限の変更を受けるものとみなされるものとする。当該

変更が不可能である場合、当該条項は本個別契約から削除されたものとみなされるものとする。これらの条項の変更又は削除は、本個別契約のその他の条項の有効性、合法性及び執行可能性に何らの影響を及ぼさないものとする。

2 一方当事者が他方当事者に対して本個別契約の条項が無効、違法又は執行不能である虞を通知した場合、本個別契約の当事者は、当該条項が有効、合法、執行可能となり、かつ、最大限可能な限り本個別契約の元の条項の意図する商業的結果を実現できるように、誠実に交渉するものとする。

第17条 通知

1 本個別契約に関する相手方当事者に対する全ての通知又は連絡は、書面（電磁的方法を含む）によるものとする（本店所在地宛の郵送、代表番号へのファクシミリ又は相手方当事者が通知し若しくは使用したEメールアドレスへの送信のいずれかの方法によるものとする）

2 全ての通知又は連絡は、①郵送の場合には、手渡し、受領者において署名又は適切に投函されたとき、②ファクシミリ又はEメールにて送信された場合には、送信後の営業日午前9時に受領されたものとみなし、当該受領時に効力を生じるものとする。

第18条 販売代理店契約の条項

売主と買主が販売代理店契約を締結した場合、売主及び買主は、①販売代理店契約の全ての条項（別紙を含む。以下、同じ）は本個別契約にも適用されること、及び、②本個別契約と販売代理店契約との間に矛盾又は抵触がある場合には、本個別契約が販売代理店契約に優先して適用されることを合意する。

第19条 完全合意

本個別契約は、本個別契約が企図する主題に関する当事者間の完全なる合意を網羅しており、本個別契約に先立つ本製品の売買に関する当事者間の全ての合意、取り決め、了解によって変わるものとする。

第20条 準拠法

本個別契約に関連又は起因して生じた紛争の一切は、日本法に準拠するものとする。

第21条 仲裁

本個別契約に起因又は関連する全ての紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会が定める仲裁規則に従って、東京において仲裁手続により最終的に解決するものとする。当該仲裁手続は、日本語により行われるものとする。

ハイドロアルミニウムジャパン株式会社